

三原市三太刀山墓園區画貸付者募集要項

1 〔貸付者を募集する墓園の所在及び区画の概要〕

三原市三太刀山墓園：本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行区域内 71 街区 6 画地

(1) A 区画 〔面積 6.25㎡ 2.50m×2.50m〕 最大 59 区画

(2) B 区画 〔面積 4.00㎡ 2.00m×2.00m〕 最大 13 区画

ア 募集区画数は、予告なく変動することがあります。

イ 事前に現地をご確認ください。(現地確認の際に、事前連絡等は不要です。)

ウ 三太刀山墓園は、永代貸付を前提としています。

(永代貸付とは、祭祀の承継が続く限り、三太刀山墓園の区画を使用することができる権利です。) ※土地の所有権を得るものではありません。

※次項以降において、三太刀山墓園の区画貸付者募集の概要等を示しておりますが、本要項及び関連法規等を熟読した上で、入札参加の申し込みをしてください。

※不知や不明を理由として、入札予定者等(入札参加者・三太刀山墓園貸付契約者等)が損失を受けても、三原市はその責めを負いませんので、予めご了承ください。

2 〔三太刀山墓園の区画貸付者募集の概要〕

1 三太刀山墓園の区画貸付者募集の概要

次のとおり、三太刀山墓園の区画貸付者募集を行います。

(1) 募集方法について

条件付一般競争入札にて募集します。(条件は、「2 三太刀山墓園の区画貸付者募集にかかる入札参加者(貸付契約者)の条件」のとおり)

(2) 入札方法について

入札は、期日入札にて行います。

(期日入札とは、指定日時、指定場所に入札者が集まり、その場で入札者が入札し落札者を決定するものです。)

(3) 入札・応札・区画選択権について

A 区画・B 区画ごとに入札を行い、高額応札者から順に募集区画(公告区画)の範囲において、区画選択権を付与します。

2 三太刀山墓園の区画貸付者募集にかかる入札参加者(貸付契約者)の条件

※次の条件のうち(1)から(7)までの全ての条件を満たす必要があります。

また、入札参加申込できる区画は、A 区画又は B 区画のいずれか、かつ 1 区画の申込のみしかできません。(参加申込手続き後、申込区画の種類を変更することはできません。)

(1) 申込日時点で 18 歳以上であること

(2) 個人であること(法人格での参加はできません)

(3) 三原市に住所又は本籍地を有していること

(4) 申込日時点において、三太刀山墓園貸付契約を締結していないこと

(5) 申込日時点において、東本通土地区画整理事業施行区域内に墓碑類を所有又は管理してい

ないこと

(6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと（条文は、次のとおり）

(7) その他、三原市が不適当と認めてないこと

※三太刀山墓園の区画貸付者募集にかかる入札は、共有で申込することはできません。

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

3 最低貸付価格

三太刀山墓園 1 m²あたり、157, 500 円

(1) A 区画：984, 375 円〔面積 6.25 m²〕

(2) B 区画：630, 000 円〔面積 4.00 m²〕

三太刀山墓園貸付契約は、実際の応札額により締結します。

※上記、金額はあくまで、入札における最低貸付価格です。

4 入札参加申込期間・受付場所

(1) 入札参加申込期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 8 月 29 日（金）

（土曜日・日曜日・祝日除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

(2) 受付場所：三原市役所土地区画整理課 三原市港町三丁目 5 番 1 号

（三原市役所 本庁 5 階）

5 入札参加申込方法

上記申込期間内に次の必要書類等を上記受付場所まで持参してください。

※持参以外の方法（郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等）では受け付けません。

(1) 三太刀山墓園貸付に係る入札参加申込書（別紙様式第 1 号）

(2) 住民票原本（本籍地が記載されているもの）

6 入札保証金・契約保証金

(1) 入札保証金の内容・金額について

入札保証金は、希望する区画に応じて次の金額（最低貸付価格の 5% 以上）を、入札日の 7 日前までに納付してください。

（入札日が土・日・祝日の場合、その前日までに納付してください。）

（地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項・三原市契約規則第 14 条第 1 項）

詳細は、「三太刀山墓園における墓园区画の貸付者募集に係る入札指名書」及び「納入通知書兼領収証書」を郵送しますので、指定する期限までに市内金融機関（ゆうちょ銀行除く）にて、納付してください。

【入札保証金額】

ア A 区画（6.25 m²） 50, 000 円

イ B 区画 (4.00 m²) 32,000円

(2) 入札保証金の帰属について

ア 入札保証金の充当

落札者の入札保証金は、三太刀山墓園貸付契約における貸付料へ充当します。

イ 入札保証金の還付

落札できなかった方の入札保証金は、後日還付します。

ただし、無効となる入札をされた方又は、区画決定の取消・貸付契約の辞退・貸付契約の解除等があった場合、入札保証金は市に帰属するため、還付しません。

ウ 利息について

入札保証金に利息は付しません。

(3) 契約保証金

契約保証金の納付は、求めません。

(地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項・三原市契約規則第 6 条第 3 項第 7 号)

7 入札・開札・区画の選択について

(1) 入札・開札日時及び場所について

ア 日時：令和 7 年 10 月 18 日 (土)

イ 場所：本郷生涯学習センター 研修室 (1)・(2) 三原市本郷南 6 丁目 25 番 1 号

※詳細については、「三太刀山墓園における墓园区画の貸付者募集に係る入札指名書」にて、別途案内します。

ウ 入札参加者は、委任状の提出があれば、代理人でも可能です。(委任状の様式は任意)

ただし、同一人物が複数の入札参加者の代理人となることはできません。

エ 入札における受付は、入札開始時刻の 30 分前から行います。(予定)

オ 入札開始時刻となると入札会場を閉鎖します。時刻に間に合わなかった場合、入札に参加することはできません。

カ その他、入札の手順等は、職員の説明及び指示に従ってください。

(2) 入札について

ア 「入札書」は、入札日当日に配布します。

イ 「入札書」に必要な事項、入札金額を記入・捺印をして、入札箱へ投函してください。

ウ 入札額は、1 円単位以上とします。

エ 入札日に次のものを持参してください。

①入札指名書 (入札参加申込手続き後、郵送します。)

②印鑑 (認印可)

③入札保証金の納付が確認できるもの (「納入通知書 兼 領収証書(納入者保管)」の領収印が捺印されたもの)

④委任状 (代理人が入札を行う場合 様式は、任意)

(3) 入札の中止等について

ア 災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であるときは、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがあります。この場合において、入札予定者が損失を受けても、三原市は、その責めを負いません。

イ 入札参加者が 0 名の場合、入札は不成立とします。

(4) 1 者入札について

入札者が 1 人でも入札を執行します。

(5) 入札の無効について

次の場合、入札を無効とします。

- ア 入札保証金の納付の確認ができないもの
 - イ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
 - ウ 入札金額を訂正した場合において、訂正印のないもの
 - エ 入札日において、遅刻・欠席・早退等があった場合
 - オ 入札金額が、最低貸付価格を下回るもの
 - カ 上記に掲げるもの（行為）のほか、不正な行為があったと認められるもの
- 入札が無効となった場合、入札保証金の還付はできません**ので、十分に注意してください。

(6) 開札について

- ア 全ての入札が完了した後、開札をし、落札者及び落札順位を決定します。
この落札順位の順番で、区画の選択を行います。
- イ 応札額が同額の場合、同額者によるくじ引きで落札順位を決定します。
- ウ 落札者及び落札順位は、開札の場において、公開します。

(7) 区画の選択について

上記(6)における落札順位の1番の方から、順に区画の選択を行います。(当日選択していただく区画は、事前に決めておいてください。)

(8) 区画の決定について

後日、選択した区画において、「三太刀山墓園区画決定通知書」を郵送しますので、この通知により、決定された区画を確認してください。

(9) 次点の応札（補欠等の取り扱い）について

区画選択・決定後、契約辞退等により当該区画が「空」となった場合においても、区画の再選択又は、次点者の繰り上げは行いません。(補欠順位は決定しません。)
※この場合において、「空」となった区画は、別途、募集の機会を設けます。

8 三太刀山墓園貸付契約及び貸付料納付

(1) 三太刀山墓園貸付契約について

- ア 上記(8)「三太刀山墓園区画決定通知書」を受けた後、同通知で決定した区画において、三太刀山墓園貸付契約を締結します。
- イ **三太刀山墓園貸付契約における貸付料は、入札における応札額**とします。

(2) 三太刀山墓園貸付契約の契約期限

- ア 三太刀山墓園貸付契約は、入札・開札日から3ヵ月以内に締結しなければなりません。
※事務の都合上、契約締結は土地区画整理課（三原市役所本庁5階）で行うこととし、契約締結手続きの日程を事前に調整することとなります。
- イ 三太刀山墓園貸付契約を入札・開札日から3ヵ月以内に締結しない場合、原則、契約を辞退したものとみなし、当該入札を無効とし、区画の決定を取り消します。
※この場合、入札保証金の還付はしません。

(3) 印紙について

三太刀山墓園貸付契約を締結する際に、契約金額に応じて印紙が必要となりますので、三太刀山墓園貸付契約の締結時に持参してください。

【印紙額】

- ア 契約額が50万～100万の場合 1,000円
- イ 契約額が100万～500万の場合 2,000円

※印紙額については、印紙税法等の改正等があった場合、変更される場合があります。

(4) 改葬許可又は、火葬許可、埋葬許可について

- ア 三太刀山墓園貸付契約を締結する際に、別の墓地等から遺骨を移転（改葬）する際に、改葬許可証の写し又は、火葬許可証の写し、埋葬許可証の写しが必要ですので、持参してくだ

さい。

（生前建立等により、当面、墓碑類等の新設のみされる方は、不要です）

イ 改葬許可証の発行は、現在において、墓碑類等が存地している市町の市役所で申請ができます。

（三原市の場合、三原市役所市民課又は、各支所で申請できます）

（５）貸付料の納付について

ア 三太刀山墓園貸付契約書に記載している貸付料から、入札保証金額を除いた金額を、三太刀山墓園貸付契約の締結日から、30 日以内に「納入通知書兼領収証書」にて、三原市内金融機関（ゆうちょ銀行除く）で一括納付してください。

イ 「納入通知書兼領収証書」は、三太刀山墓園貸付契約の締結時に手交します。

※貸付料の分割払いはできません。

ウ 上記アの期限内に、貸付料の納付がない場合、遅延利息の請求をすることがあります。

エ 上記アの期限内に、貸付料の納付がない場合、三太刀山墓園貸付契約の契約解除をすることがあります。

（６）区画の引き渡し

ア 区画の引き渡しは、三太刀山墓園貸付契約書に基づく貸付料を納付した時点で現状有姿にて、行います。

イ 現状有姿とは、「現在の状況のまま」という意味です。この場合において、入札予定者が損失を受けても、三原市は、その責めを負いません。

ウ 区画の引き渡しに関して、通知等はありません。

エ 墓碑類等の建立の工事は、区画の引き渡し後に行ってください。

3〔三太刀山墓園の利用について〕

9 三太刀山墓園管理組合について

（１）三太刀山墓園管理組合への加入について

三太刀山墓園貸付契約を締結した時点で、三太刀山墓園管理組合へ加入したこととなります。

（２）三太刀山墓園管理組合の趣旨・目的について

ア 三太刀山墓園管理組合とは、三太刀山墓園の共有分（主園路、水道等）の管理運営を目的とした組合員による任意団体で、令和5年4月1日に発足しています。

イ 三太刀山墓園管理組合は、毎年、4月1日から3月31日を1年間の会計年度としています。

（３）管理料について

ア 三太刀山墓園管理組合の組合員は、管理料として、加入年度から年額3,000円（毎年）を口座振込又は、口座振替により、管理組合へ納付をしてください。

イ 管理料に日割り等はありません。

ウ 管理料は、三太刀山墓園管理組合の活動等により、変更する場合があります。

（４）三太刀山墓園管理組合の予算・役員について

ア 組合員の中から持ち回りで、三太刀山墓園管理組合の役員が選出されます。

イ 上記アにおいて、選出された方が、三太刀山墓園管理組合の組合員総会により1年間の役員として、決定します。

10 三太刀山墓園の利用等における注意事項

（１）三太刀山墓園の利用における禁止行為

三太刀山墓園の区画は、売却・譲渡・転貸等できません。

(2) 祭祀の承継について

ア 祭祀の承継は、民法 897 条等に基づき行なわれます。

(参考として次に条文を添付しています。)

イ 契約者又は、元祭祀承継者が死亡した場合、祖先の祭祀を主宰する(墓園の区画の祭祀を引き継ぐ)方からの届出により利用権の承継をすることができます。

ウ 本件における祭祀の承継とは、三太刀山墓園貸付契約における権利及び義務の全てを承継することを意味します。

エ 祭祀の承継は、契約者(前祭祀承継者)が生前においても届出をすることができます。

民法第 897 条(抄)

(祭祀に関する権利の承継)

第八百九十七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

(3) 三太刀山墓園貸付契約の契約解除について

次の場合には、三太刀山墓園貸付契約の契約解除をします。

ア 墓園の区画を目的以外に利用したとき

イ 墓園の区画を売却・譲渡・転貸等をしたとき

ウ 三太刀山墓園貸付契約書に記載した貸付料を納付しないとき

エ 契約者の所在が 10 年間不明のとき

オ 契約者が死亡後、5 年を経過しても祭祀を主宰する者が判明しないとき

(4) 現状回復について

三太刀山墓園貸付契約が終了(契約解除)となったときは、契約者又は、祭祀承継者は、墓地(区画)を現状に復し、返還していただく必要があります。

ただし、所在不明等の理由により、返還いただけない場合は、無縁墳墓等改葬公告を 1 年間行い、それでもなお、契約者・祭祀承継者が判明しない場合には、適正な墓園管理運営のため、やむを得ず市が代わって無縁仏区画に改葬移設する場合があります。

(墓地、埋葬等に関する法律施行規則第 3 条)

(5) 三太刀山墓園貸付契約の契約終了(契約解除)となった場合の貸付料について

三太刀山墓園貸付契約が終了(契約解除)となった場合、貸付料の還付又は、減免はありません。

(6) 区画内の管理について

ア 個々の墓園の区画の管理は、契約者(利用者)が行ってください。

イ 隣接区画の方々へ迷惑にならないよう、草取り等、区画内の管理は定期的に行ってください。

ウ 工作物(灯籠等)の転倒等の他人に迷惑を及ぼす恐れのないよう注意してください。

(7) 埋葬について

墓園の区画は、焼骨や遺骨以外は埋葬できません。

※ペット等の動物の埋葬はできません。

(8) 墓碑類等の建立等について

ア 墓碑類等の建立は契約者(利用者)のご負担です。

イ 墓碑類設置施工業者等の指定はありません。

ウ 宗派は問いません。

エ 墓石の向きは問いません。

オ 墓園の区画は境界鋸により示しています。

(9) 届出について

次の場合は、三原市役所（土地区画整理課）へ届け出が必要です。様式は、土地区画整理課に設置しておりますので、必要に応じて、お求めください。

ア 墓碑等を建立・改修するとき（墓碑等設備工事届出書、墓碑等設備工事完了届）

※三太刀山墓園貸付契約を締結する際に、様式をお渡しします。

イ 遺骨を納骨するとき（納骨届出書）

ウ 契約者が死亡したとき（祭祀承継届出書）

エ 墓園の祭祀を承継するとき（祭祀承継届出書）

オ 契約者又は祭祀承継者の氏名又は住所を変更したとき（氏名及び住所変更届）

カ 墓園の区画を返還するとき（墓地（区画）返還届）

4〔入札参加申込手続から墓碑類等の建立までの手続きの流れ〕

入札参加申込手続から、墓碑類等の建立までの流れを示しております。

番号	内 容	備 考
①	入札参加申込手続	令和7年7月1日（火）から令和7年8月29日（金）まで ※受付は三原市役所本庁5階（土地区画整理課）で行います。
②	入札保証金 納付	令和7年10月7日（火）まで ※「三太刀山墓園における墓园区画の貸付者募集に係る入札指名書」及び「納入通知書兼領収証書」を郵送しますので、期限までに、市内金融機関（ゆうちょ銀行除く）にて、納付してください。 ※入札保証金は、入札結果に応じて、三太刀山墓園貸付料へ充当又は還付をします。
③	入札・開札・区画選択	令和7年10月18日（土）※詳細は、「三太刀山墓園における墓园区画の貸付者募集に係る入札指名書」にて、別途、案内します。
④	三太刀山墓園貸付契約締結	令和7年11月4日（火）から令和8年1月末まで ※「三太刀山墓园区画決定通知書」を送付しますので、期日までに手続きを完了してください。
⑤	三太刀山墓園貸付料納付期限	「納入通知書兼領収証書」を手交しますので、市内金融機関（ゆうちょ銀行除く）にて、三太刀山墓園貸付契約締結日から30日以内に納付してください。
⑥	三太刀山墓園の区画の引き渡し	三太刀山墓園貸付契約に基づく、 貸付料を納付した時点で、その時の現状有姿にて、三太刀山墓園貸付契約書に記載した区画の引き渡し をします。※通知等はありません。
⑦	三太刀山墓園管理組合へ加入	三太刀山墓園貸付契約を締結した時点で、三太刀山墓園管理組合へ加入したこととなります。 上記加入により、三太刀山墓園管理組合の指定口座へ管理料を納付してください。（管理料の納付は、口座振込又は口座振替のどちらかのみになります。） ※管理料に日割り等はありません。（三太刀山墓園管理組合の年間4月～3月の、どのタイミングで加入されても管理料は固定です。） ※管理料は、現況において墓碑類等の建立の有無に関わらず、納付してください。
⑧	墓碑類等の建立・納骨	三太刀山墓園貸付契約の締結及び同契約に基づく貸付料納付後に墓碑類等の建立・納骨等の工事着手が可能となります。※通知等はありません。 ※工事着手時に墓碑等設備工事届出書、工事完了時に、墓碑等設備工事完了届を提出してください。

お問い合わせ先 三原市役所 土地区画整理課
（三原市役所本庁5階）
〒723-8601
広島県三原市港町三丁目5番1号
TEL 0848-67-6105
mail:kukakuseiri@city.mihara.hiroshima.jp